

# 離島旅館業に対する税制特例措置 をご存じですか？



皆様の思いを支援します！

高齢者でも  
利用しやすい施設に  
改修したい

沖縄の離島で  
旅館・ホテル業を  
始めたい

ワーケーションなど  
新たなニーズに対応した  
施設にしたい

施設が  
老朽化してきたので  
修繕したい

増築して  
客室数・収容人数  
を増やしたい

離島の旅館業の皆様を対象とした以下の税制特例措置があります。

## ① 対象業種

ホテル営業、旅館営業など(民宿やいわゆるゲストハウスも対象)

## ② 対象設備

建物及び附属設備の「新設」、「改修(増築、改築、修繕または模様替)」、「増設」

## ③ 取得価格等の要件

資本金規模 設備投資	個人または 資本金1,000万円以下の法人	資本金1,000万円超 5,000万円以下の法人	資本金 5,000万円超の法人
新設・増設	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
改修	500万円以上	500万円以上	特例なし

## ④ 特例措置の内容

税の種別	措置内容
所得税、法人税	特別償却(特別償却率100分の8)
事業税	課税免除など(最大5年)
不動産取得税	課税免除など
固定資産税	課税免除など(最大5年)

## 想定される効果の例

### ケース① 法人税の減税(事業初年度)



#### 事業者Aさんの例

集客数アップを見込み旅館業用建物を取得

- ・ 所得金額 800万円  
(普通償却のみを損金算入した後の額)
- ・ 建物の取得価格 2,000万円

※ 法人税率を23.2%として計算

- 特例措置活用前  
法人税額: **186万円**(800万円×23.2%)
- 特例措置活用後  
課税所得: 640万円(800万円－特別償却額(2,000万円×8%))  
法人税額: **149万円**(640万円×23.2%)
- 特例措置の効果  
**37万円**(186万円－149万円)の法人税の減税(事業初年度)

### ケース② 不動産取得税・固定資産税の免除



#### 事業者Bさんの例

ワーケーション需要に備えホテルを新設

- ・ 固定資産税評価額 建物1,500万円  
(課税標準額)

※ 建物は対象施設の全てを旅館業の用に供するものとする。  
 ※ 建物の経年劣化による評価額の減少は考慮しないものとする。  
 ※ 不動産取得税(建物)の税率を4%、固定資産税(建物)の税率を1.4%として計算

- 特例措置活用前: **165万円(5年間)**
  - ・ 不動産取得税: **60万円**(1,500万円×4%)
  - ・ 固定資産税(5年間): **105万円**((1,500万円×1.4%)×5年)
- 特例措置活用後: **全額免除(5年間)**
  - ・ 不動産取得税: 全額免除
  - ・ 固定資産税(5年間): 全額免除
- 特例措置の効果  
**165万円**の不動産取得税、固定資産税の免除(5年間)

## 申請方法・ステップ

### ① まずはお気軽にご相談ください



沖縄県 企画部 地域・離島課 離島振興班  
TEL:098-866-2370



沖縄県離島振興税制



沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口  
TEL:098-894-6377



沖縄税制ワンストップ相談



① 沖縄県へ**確認申請書**と**添付書類(※)**を提出 ※添付書類の詳細は上記HPよりご確認ください

② 沖縄県より**確認書**を交付

③ **確認書**を添付し特例措置の申請

